

(実質的に金銭の貸借であると認められるリースバック取引) 請求人の行うリースバック取引が法人税法施行令第136条の3第2項に規定する実質的に金銭の貸借であると認められる一連の取引に該当するとした事例

棄却・平18-10-19判決)

【裁決事例集第72集346頁】

#### 事案の概要

本件は、リース業を営む審査請求人が、同じくリース業を営むJ社から、J社が顧客との間でリース取引中のリース物件をいったん買い取り、直ちにJ社にリースバックした一連の取引、及び試薬品販売業を営むK社が、学校法人L大学との間でリース取引中のリース物件をいったんK社から買い取り、直ちにK社にリースバックした一連の取引を、原処分庁が、実質的には請求人とJ社等との間の金銭の貸借取引に当たるとして行った法人税並びに消費税及び地方消費税の更正処分等に対し、請求人が、それぞれの一連の取引は賃貸借を目的としたリース取引に当たるから、同処分等のうち、それぞれの一連の取引を金銭の貸借取引とした部分は不当であるとして、その一部の取消しを求めた事案である。

#### 基礎事実

##### 1. J社とのリースバック取引について

(1) 請求人は、J社がJ社の顧客との間で行っているリース取引の中から、リース物件の取得価額が請求人とJ社との間で事前に合意している金額に見合うまでの原リース取引を、抽出し、その抽出された原リース取引に係るリース物件を、いったんJ社から買い取り、直ちにJ社にリースバックする取引を行っている。

(2) 本件リースバック取引におけるリース取引は、法人税法施行令第136条の3第3項に規定する要件を満たすリース取引である。

##### 2. K社とのリースバック取引について

(1) 請求人がK社から、既にK社とL大学との間で行っているリース取引の各物件等を買受け、直ちにK社にリースバックした取引は、法人税法施行令第136条の3第3項に規定する要件を満たすリース取引である。

(2) K社は、試薬品及び検査機器の販売を行っているところ、そのユーザーに対する販売価格よりも低い価格でメーカーから本件賃貸物件を購入し、請求人へ 円(消費税抜きの額)で譲渡した。

(3) 本件賃貸物件には、L大学の付属病院が使用する機器のほか、これら機器に係る保守費用や工事費なども含まれている。

#### 主張

##### 1. 請求人の主張

(1) 本件リースバック取引について

本件原リース取引と本件リースバック取引はそれぞれ独立して存在し、本件原リース取引に係る貸主の地位の請求人への変更は、本件リースバック取引の成立により法的にも実質的にも成立している。

請求人は、本件リース物件の所有者として設置場所等を個別に帳簿に記載・管理しその異動も記録し、本件リース物件ごとの個別管理や減価償却経理を含む会計処理の実施は、所有者の物件管理の要件としては十分である。

多種多様の資産を導入する必要があるため、J社が、本件リース物件を購入することにより、取引全体の事務の合理化が図られ、結果としてリース料を低く抑えることができ、予算管理、決算事務、資産負債管理の効率化に貢献し、さらにオフバランス処理により、バランスシートのスリム化が図られる。J社は、本件リース物件をJ社が購入した価額と同額で請求人に譲渡し、経理処理も月末に対象資産を計上し、同日付で資産を消滅させる実質的な仮勘定処理をしている。

#### (2) 本件K社とのリースバック取引について

次の事実から、本件K社とのリースバック取引は、法人税基本通達に照らし、金銭の貸借取引には当たらない取引といえる。

K社は、本件賃貸物件に係る機器と同じ機器の販売を行っているため、本件賃貸物件をK社が仕入れた方が効率的で仕入価額も安く抑えることができる。

K社から請求人へ譲渡した本件賃貸物件の価額がK社の仕入価額を上回るとしても、請求人は通常の取引価額でK社から本件賃貸物件を取得したにすぎないから、価格の違いを持って金融取引の認定根拠とすることは当を得ていないといえる。

本件賃貸物件は、すべてL大学病院へ転リースされており、K社にとっては本件賃貸物件の管理事務が省略化できる。

## 2. 原処分庁の主張

#### (1) 本件リースバック取引について

請求人は、事前にJ社から買い取る本件リース物件の購入額(規模)と月額リース料率を、J社に示し、協議して決定している

本件エンドユーザーには本件リース物件の所有者の変更が知らされておらず、本件リース物件の管理は引き続きJ社が行っており、債務不履行のリスクもJ社が負っていることから、本件リース物件の実質的な貸主はJ社であると認められる。

#### (2) 本件K社とのリースバック取引について

本件賃貸物件には、法人税法施行令136条の3第3項に規定する資産には該当しない保守費、工事費等が含まれている。

本件K社とのリースバック取引は、K社がリース物件を取得した時期と請求人とK社との売買契約を締結した時期からすれば、中古資産のリースバック取引と認められ、しかも、K社から請求人への売買価格は、譲渡人であるK社の購入価格を上回っている。

## 判 断

### 1. 認定事実

#### (1) 本件リースバック取引について

J社は、エンドユーザーとの間で成立した原リース取引に係る事務管理、債権管理等を取引が終了するまですべて自ら行っており、本件原リース取引についても同様である。

J社は、原リース取引に係るリース物件がエンドユーザーに納入される際、本件取扱店に、リース物件の所有者がJ社であることを示すステッカーをリース物件に貼付するように依頼し、J社あてのリース物件借受証をエンドユーザーから受領している。

請求人及びJ社は、本件リースバック取引が行われたことにより本件リース物件の所有者がJ社から請求人に移転したことを本件エンドユーザーにも本件取扱店にも通知せず、本件リース物件に請求人が所有者であることを示すステッカーの貼付や、本件エンドユーザーから請求人へのリース物件受領書の取直しもしていない。

J社は、本件原リース取引の途中で、本件エンドユーザーから残リース期間に対応するリース料相当額を一括して支払いたいとの申出を受けると、請求人の承諾を得ることなく独自の判断で本件原リース取引を中途解約し、本件リース物件の所有権を本件エンドユーザーに移転させる（売却）処理を行っている。

上記により、あるいは他の理由により本件原リース取引が解約処理されると、J社から請求人に、解約された本件原リース取引の解約情報が送られ、請求人は当該情報に基づいて「リース契約中途解約協定書」と題する書面を作成してJ社に送付し、J社は当該協定書に基づいて請求人に解約金を支払っている。

J社は、上記以外の解約あるいはリース期間満了による本件原リース取引の終了により、本件エンドユーザーから本件リース物件の返還を受ける際、自ら本件リース物件の価値を評価し、価値が無いと判断すると、その結果を請求人にMTで連絡するとともに廃棄業者に委託して本件リース物件を廃棄しているが、請求人は、その連絡に基づいて形式的に廃棄の承認をJ社に行うだけで、本件リース物件の価値の評価にかかわることも、廃棄の現場に立ち会うこともない。

#### (2) 本件K社とのリースバック取引について

本件賃貸借取引は、法人税法施行令第136条の3第3項の規定の要件を満たすリー

ス取引であって、L大学病院からのリース取引の申し込みを受けたK社の営業がこの取引を成立させ、K社が単独で行っているリース取引であって、請求人が本件K社とのリースバック取引期間中に本件賃貸借取引の取引状況について自ら把握することも、K社から請求人に取引状況を報告することもない。

K社における本件K社とのリースバック取引の目的は、メーカーから安い価格で購入した本件賃貸物件をいったん請求人に売却することにより売買益を確定させることにあり、本件K社とのリースバック取引の商談は、K社から請求人に持ちかけたものである。

本件K社とのリースバック取引に係る売買契約書及びリース契約書に記載されている日付は平成15年1月2日であるが、実際に各契約書が作成された日や取引の開始日は平成15年3月以降の日である。

## 2. 法令等の解釈について

### (1) 本件リースバック取引について

請求人は、本件リース物件の所有者としての権利を本件リースバック取引上行使していない。

本件原リース取引は、本件リースバック取引とはかかわりなくJ社と本件エンドユーザーとの間で行われているから、J社には原リース取引を行う上で本件リースバック取引を必要とする事情が何ら見いだせない。

本件リースバック取引は、J社が既に自己のリース事業に供している中古のリース物件を対象として行われている。

本件リースバック取引を通じて明らかなことは、当初に請求人からJ社に金銭の供与が行われ、取引期間にわたり、当該金銭が分割してJ社から請求人に支払われている。

本件リースバック取引はその一連の取引が金銭の貸借取引に当たるとの原処分庁の判断は、相当といえる。

### (2) 本件K社とのリースバック取引について

本件K社とのリースバック取引には、賃貸借取引の対象にはなり得ない長期前払費用等が多額に含まれている。

本件賃貸借取引は、K社とL大学との間で本件K社とのリースバック取引が行われる以前から本件K社とのリースバック取引とはかかわりなく行われている取引であるから、K社には本件賃貸借取引を行う上で本件K社とのリースバック取引を必要とする事情が何ら

見いだせない。

本件K社とのリースバック取引は、K社が既に自己のリース事業に供している中古のリース物件を対象として行われており、本件K社とのリースバック取引を行うK社の意図が本件賃貸物件の売買利益の確定にある。

当初に請求人からK社に金銭の供与が行われ、取引期間にわたり、当該金銭が分割してK社から請求人に支払われていることからすれば、本件K社とのリースバック取引は、その取引期間にわたる請求人とK社との金銭の授受だけがその取引の実態を示し得ることになり、金銭の貸借取引に当たるといえることになるから、本件K社とのリースバック取引はその一連の取引が金銭の貸借取引に当たるとの原処分庁の判断は、相当といえる。

研究・・・裁決に賛成、理由付けに不満

#### 1. リースバック取引の税務上の取扱いについて

(1) 資産をファイナンス・リース取引によりリースバックさせる一連の取引を行うと、借手が当該資産から受ける経済的な利益を損ねることなく、いわば当該資産を担保に供したと同様の効果を持たせて実質的な金銭の貸借取引が行えることから、同一資産を対象とした一連の売買とファイナンス・リースの取引については、法人税法施行令第136条の3第2項の規定している。

「内国法人が譲受人から譲渡人に対する賃貸（リース取引に該当するものに限る。）を条件に資産の売買を行った場合において、当該資産の種類、当該売買及び賃貸に至るまでの事情その他の状況に照らし、これら一連の取引が実質的に金銭の貸借取引であると認められるときは、当該資産の売買はなかったものとし、かつ、当該譲受人から当該譲渡人に対する金銭の貸付けがあったものとして内国法人の所得金額の計算を行う」

(2) そして、法人税法基本通達で、「これら一連の取引が実質的に金銭の貸借に当たらない」例を掲げている。

#### 新品の場合

譲渡人が譲受人に代わり資産を購入することに次に掲げるような相当な理由があり、かつ、当該資産につき、立替金、仮払金等の仮勘定で整理し、譲渡人の購入価額により譲受人に譲渡するもの。

イ．他種類の資産を導入する必要があるため、譲渡人において当該資産を購入した方が事務の効率化が図られること。

ロ．輸入機器のように通関事務等に専門的知識が必要とされること。

ハ．既往の取引状況に照らし、譲渡人が資産を購入した方が安く購入できること。

#### 中古品の場合

法人が事業の用に供している資産について、当該資産の管理事務の省力化等のためにおこなわれるもの。

## 2. リ - ス取引の概要

『当社の主業務とするファイナンスリ - スとは、リ - ス会社が顧客に代わって、機械設備を購入し、当該物件を、顧客に長期間拘束して賃貸し、賃貸期間中に設備購入代金の全て、または大部分をリ - ス料として回収することにあります。すなわち、3 ~ 5年に渡るリ - ス期間を通じて中期金融機能を供与し、更に設備の陳腐化を防ぐというのがリ - スであります。リ - スの対象とする機械設備は、ファイナンスの媒介ともいべきもので、リ - ス会社は機械設備の機種、メ - カ - 、納期、価格、保守等について顧客の決定にまかせ、その決定に従って、リ - ス契約することを原則とします。リ - スの本質は、顧客に対し、従来の現金購入、銀行融資、或いは商社金融に代わって、機械設備の更新、近代化を容易ならしめ、その企業の合理化を促進させる点にあります。』（リ - ス会社のパンフレットより）

## 3. リ - ス取引の税務上の取扱

### (1) 規制の根拠

納税者が、リ - ス取引を選択する目的に、リ - ス期間を物件の経済的使用可能期間とし、税務上の耐用年数期間より早期償却を図り、経済的陳腐化に対処することがある。しかし、これにより一部企業が、早期に減価償却を完了し、投下資金を回収することは、リ - スを利用せず、直接取得し、税法所定の減価償却をする場合とを比較し、租税負担公平の観点から規制が行われている。

### (2) リ - ス取引の種類とその効果

オペレ - ティングリ - ス、メンテナンスリ - ス等  
ファイナンスリ - ス・・・・・・節税メリット  
租税利益の転売

## 4. 私法の要件事実

(1) ファイナンスリ - ス契約の私法関係を規律する法律は存在しない。

(2) リ - ス契約の法律的性格について、次のような見解がある。

特殊な賃貸借契約  
金融的性格をもつ無名契約

(3) 大阪地裁 昭和51年3月26日判決

「民法上の賃貸借契約とは、その外形が類似するものの、制度的には右概念のみでは律しきれない新しい経済制度であって、長期に渡って借主に与信を与え、機械、設備を占有、使用させることを目的とする金融的性格を有するものである。」

(4) 「リ - ス取引は既存の法律構造に即して近代商業社会に出現した全く新機軸のもの」  
(ユニドロワ事務局スタンフォ - ド氏)

## 5. 課税要件

#### ( 1 ) 不確定概念

「・・・実質的に金銭の貸借取引であると認められるときは、当該資産の売買はなかったものとし、かつ、当該譲受人から当該譲渡人に対する金銭の貸付けがあったものとして内国法人の所得金額の計算を行う」

( 2 ) 収益性が低い顧客に、長期低廉なリース契約が行われた場合は、如何に考えるか。

( 3 ) リース業者は、リース取引を目的として物件を取得し、固定資産税等の負担をしている場合、リース業者の所有権を無視して取引を擬制できるか。

#### 6 . 本判決の検討

( 1 ) 審判所は、次のとおり「実質的に金銭の貸借取引である」を認定するための事実認定を行っているが、なお不明な点及び不適切な点が存すると思われる。

( 2 ) ステッカ - 等管理方法上の不備が挙げられている。しかし現在のリース取引では、高額な物件を除き、ステッカ - は貼付しない取引が殆どである。むしろ貸主変更後のリース契約書が作成されているかは、触れられていない。

( 3 ) J社、K社からリースバック取引を行うに際しての、請求人の採算計算たる物件の価額、年数、残価等が不明であり、ひいては請求人にとっての本取引の経済合理性が見いだせない。リース業者にとって、金利差と残価（リース期間終了後の再リース）こそが収益の源泉である。

( 4 ) 本リース資産が、顧客において事業活動の用に供されていること、リース物件の値下がり・解約リスクの負担者は、何れに存するかが不明である。

( 5 ) 当該取引に、事業上の目的がなく、税負担の軽減のみを目的とするものであること、これにより税引き前利益獲得の可能性の有無が不明である。

#### 7 . 租税の中立性

( 1 ) 金融取引とされた場合、法人税法上、資産の所有を否定されリース料等の損金算入が否認され、消費税法上、仕入れ税額控除が否定されることになる。

( 2 ) 課税は、明確な立法に拠るべきであり、不確定概念の基づく課税は、納税者の予測可能性を妨げ、法的安定性を欠くものとなる。

( 3 ) 租税は、経済に対し中立であることが求められる。会計と租税、リース取引と減価償却制度との関連で議論されるべきであり、現行規定からはリースバックを通じた投資抑制の効果のみが生じることになる。